

第32回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

第32回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成20年2月27日（水）

会場：財務省三田共用会議所

時間：12:59～14:28

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 独立行政法人森林総合研究所の中期目標等の変更について

(2) 独立行政法人緑資源機構の長期借入金について

(3) その他

3. 閉 会

午後 0時59分 開会

○太田分科会長 ほぼ予定の時間でございますので、ただいまから独立行政法人評価委員会
林野分科会を開催いたします。

今回、井出委員の辞任に伴い、小島委員が就任されておりますので、ご紹介いたします。

○小島委員 小島でございます。よろしくお願いいたします。

○太田分科会長 よろしく願いいたします。

会議の成立についてでございます。現在のところ評価委員6名のうち5名、専門委員6名
全員が出席されておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項により、
本日の分科会は成立いたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、資料の確認及び本日の進め方について、事務局か
ら説明をお願いいたします。

○事務局 資料につきましては、議事次第、時間割、名簿、資料一覧と参考資料一覧に記載
しております資料をお配りしております。

資料の欠落がございましたら、会議の途中でも結構でございますので、お申し出でいただ
ければと思います。

また、本日の進め方につきましては、時間割に沿って進めていただければと思います。以
上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。中期目標等の変更について説明していただいた後、
皆さんからご意見を伺いたいと思います。

まず、法案と中期目標について説明をお願いいたします。

○古久保整備課長 お手元の参考資料1、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案につ
いてご説明申し上げました後、中期目標の変更内容についてご説明をさせていただきたいと
思います。

資料をめくっていただきまして、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案でございま
す。2月1日付で閣議決定をいたしまして、今国会に提出しております。

趣旨でございますが、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、緑資源機構について本年
度限りで解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ず
るということでございます。

措置の内容でございますが、右側のチャートを見ていただきたいと思います。緑資源機構

につきましては19年度限りで解散ということでございます。それぞれの業務については業務ごとに処理を考えるということでございまして、5つの業務のうち、緑資源幹線林道事業につきましては、独立行政法人が行う事業としては廃止をする。ただし、負担金等の債権債務につきましては独立行政法人森林総合研究所が承継をいたすということでございます。事業については、地方公共団体の判断により必要な区間について補助事業として実施するというところでございます。

水源林造成事業につきましては、森林総合研究所で承継をいたします。そして、行革推進法の中で国有林野事業特別会計の一般会計化及び一部独立行政法人化ということで、事業実施のあり方について検討することが予定されております。その中で独立行政法人化の検討と併せて、水源林造成事業の事業の承継を検討していくということを予定しております。

特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業につきましては、それぞれ現在実施中の区域について、特定中山間については今後6年間、農用地総合整備事業については今後5年間をもって完了する見込みでございますが、これまでの間、森林総合研究所において実施し、事業実施中の区域の完了をもって事業は廃止されるということでございます。

海外農業開発事業につきましては、国際農林水産業研究センターに承継するというところでございます。

施行期日は、4月1日ということでございます。

このような内容を実現するための法案の内容でございまして、元に戻っていただきまして、緑資源機構法の廃止について規定いたしております。これは本則1条の法律でございまして、附則の中で関連する措置を規定してまいるということでございます。施行期日をはじめとする緑資源機構の解散に関する規定を置いています。

それから、関連法の改正ということで、一番大きいのは独立行政法人森林総合研究所法の一部改正でございまして、これは承継業務の暫定的な位置付けということもございまして、本則ではなくて、森林総研法の附則の中でそれぞれ承継業務を位置付けて、水源林造成事業につきましては別の法律で定める日までの間の承継、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については承継をし、事業完了まで森林総研の業務の特例として実施できることとするということでございます。

水源林造成事業に関して、「別に法律で定める日」につきましては、行革推進法に基づき、国有林野事業の実施主体の検討と併せて検討し、その結果に基づいて定めるということでございます。

施行期日が4月1日ということをごさいます、国会では年度内にご審議いただきたい法律ということでごさいます。

以上でごさいます。

○事務局 続きまして、中期目標についてご説明をさせていただきます。資料1に中期目標の変更案をお示ししておりますが、参考資料2で説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

既に、森林総合研究所につきましては、平成18年度から22年度末を期間とする中期目標が策定されております。そのため、今回の独立行政法人整理合理化計画の決定に伴いまして、承継する事業等を反映するため、森林総研の中期目標を変更することになります。変更内容でごさいます、独立行政法人整理合理化計画と、総務省からの勧告の方向性を受けた農林水産省の見直しなどを基本として作成しております。

お手元の参考資料5が見直しの内容で、参考資料8が整理合理化計画の内容となっております。これらを踏まえまして中期目標の変更案を作成し、参考資料2の右側に森林総研の現行の中期目標と緑資源機構の現行の中期目標を、左側に変更案を記載しております。アンダーラインの部分が追加と変更となる部分でごさいます。時間の都合もごさいますので、変更部分についてのみのご説明といたします。

資料の2ページ、前文の最後のところに、整理合理化計画として閣議決定されました森林総合研究所に承継される緑資源機構の事業内容と、それを着実に実施する旨の記述を追記しております。この中で承継される事業全体を水源林造成事業等と定義しております。

次に、「第1 中期目標の期間」でごさいます。本体部分は5年間としておりますが、今回追加される緑資源機構に係る中期目標期間は平成20年度からの3年間でごさいますので、それを明記しております。これは、中期計画の目標設定期間の部分で誤解が生じないように、あらかじめ明記しております。

次に、「第2 業務運営の効率化に関する事項」でごさいます、この部分は効率化の数値目標等を掲げているところです。「1 経費の抑制」につきましては、森林総研の予算は運営費交付金等で財源措置がなされ、一方、承継される緑資源機構の予算は補助金を主とした財源措置がなされておまして、財源や経費の性格が異なることから、経費の削減目標の考え方も違いがありますので、それぞれ書き分けております。

そのような区分の中で、3ページの「(2) 水源林造成事業等」でごさいます、業務に係る効率化の指標としての削減率の目標を記載しております。これまでの緑資源機構の削減目

標は、事業費や一般管理費につきましては、各独法横断的に、基準年と比較して最終事業年度までに10～13%程度の削減、年平均にしますと2～3%となる削減目標を定めておりました。また、人件費につきましては、各独法、5年間で5%削減との目標が示されておりました。

今回の中期目標の変更におきましては、緑資源機構から承継する事業の方針が明らかであり、例えば農用地関係の事業につきましては、今回の中期目標期間中に完成する区域が3分の2を占めるなど、事業費や関連する人件費の変動が明らかですので、一定の条件の下に、今回の承継方針や所要額を踏まえまして、削減目標率を設定することといたしました。この結果、基準年である平成19年度と最終事業年度の平成22年度との比較で、一般管理費で35%、人件費で40%、事業費で36%という削減目標を設定いたしております。

続きまして、「2 効果的・効率的な評価の実施及び活用」でございます。評価制度の改善について検討すると記載しておりますが、これは、国家公務員や他の独立行政法人における評価制度の導入状況を踏まえまして、森林総合研究所全体としましても評価制度に関する記述を盛り込むこととしたものです。

次に、4ページ「(3) 組織等」の括りの中に、整理合理化計画や一連の経緯を踏まえたものとしまして、コンプライアンス委員会や監視体制について記載しております。また、機構事業に係る地方事務所について、事業の進展に応じた業務体制の整備を図ることとしております。

「(4) 職員の資質向上」の部分ですが、今回の問題発生を受けまして、法令遵守について記述しております。

次に、10ページをお願いします。「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の部分でございます。ここでは業務本体の記述をしております。

「3 水源林造成事業等の推進」として、水源林造成事業や特定中山間保全整備事業等の目標について記述しております。水源林造成事業につきましては、(1)の(ア)の部分ですが、特に今後の新規契約については、公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、契約内容・施業方法を抜本的に見直した契約に限定することなどを織り込んでおります。これも整理合理化計画等に記述されている内容となっております。

(イ)、(ウ)の事業評価や木材の利用等につきましては、これまでの内容と同様でございます。

次の「(2) 特定中山間保全整備事業等」でございますが、この2つの事業はいずれも現在

実施中の区域の事業完了をもって廃止とされております。目標の内容についても特段新しいものは設定しておりません。

次に、11ページの「(3) 事業実施コストの構造改善」ですが、「公共事業コスト構造改善プログラム」において、平成20年度から24年度までの5ヶ年間に、19年度と比較して15%程度の事業コスト縮減を図ることとしていることを踏まえまして、3ヶ年で9%程度という削減目標を掲げてございます。

続きまして、「(4) 債権債務管理及び保全管理業務」では緑資源幹線林道事業の廃止後も承継される賦課金等の徴収業務や償還業務を着実にを行うことや、移管前の幹線林道につきまして必要な維持、修繕等を行いながら、地方公共団体への移管を推進するということをうたっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。「第4 財務内容の改善に関する事項」の「2. 水源林造成事業等」ですが、水源林勘定、特定地域整備等勘定、いずれも長期借入金、研究所債券を抑制し、中期目標期間中の有利子負債の削減を進めることを目標としております。前回の記述と変化がございますが、これは幹線林道事業が廃止され、徴収関係が交付金で手当されることとなったこと、水源林勘定につきましては現計画での間伐収入や分収契約地の解約有償化の取り組みが成果を上げていることなどから、これまでの取り組みは堅持しつつ、コスト縮減や資金の有効活用等に取り組みながら、財政内容の健全化に努めていただきたいということでございます。

以上が中期目標の主な変更点でございます。なお、この変更案につきましては、関係府省と調整中でありまして、今後の調整過程におきまして修正があり得ることをご了解いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、内容については一体でございますので、続きまして、中期計画と業務方法書の変更について、ご説明をお願いいたします。

○鈴木森林総合研究所理事長 森林総合研究所理事長の鈴木でございます。

ただいまご説明がありましたように、独立行政法人整理合理化計画が12月24日に閣議決定されて、関連法案が2月1日に閣議決定されてございます。森林総合研究所は、研究開発型独立行政法人でございますが、今後、公共事業執行型の独立行政法人であります緑資源機構の事業承継が指示されております。従来の中期計画が順調に進められると同時に、今後、緑

資源機構の事業等の実施が着実に図られるよう努力したいと考えてございます。

それでは、担当からご説明申し上げます。

○町田緑資源機構理事長 緑資源機構理事長の町田でございます。

ただいま、古久保整備課長、鈴木森林総合研究所理事長よりお話がありましたとおり、当機構が行っております事業のうち、水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び緑資源幹線林道事業の関連業務に関しましては、新年度から森林総合研究所に承継されることとなります。本日説明させていただきます承継業務にかかわる中期計画案につきましても、承継先であります森林総研の目標期間に合わせて、平成20年度から22年度までの3ヶ年を対象に作成いたしました。

詳細な中期計画内容、業務方法書等につきましては、後ほど担当の山本理事から説明させていただきますけれども、説明の前に、委員の皆様方に前回の分科会でお話いたしました入札談合の再発防止対策のその後の取組み状況について、ご報告させていただきます。

昨年12月25日に、私どもは入札談合再発防止対策に関する調査報告書を取りまとめて公表いたしました。調査結果を踏まえ関係者に対し厳正な処分を行いました。今回の事件は、事件にかかわった者だけの問題としてではなく、当機構の役職員全体の問題としてとらえて、このような今回の事件を真摯に反省し、二度とこうしたことが起きないように、再発防止に全力で取り組んでいるところでございます。

具体的には、入札契約制度や組織、人事の見直し、内部監査体制の強化などを進めるとともに、役職員の意識改革を図るための私どもの行動規範を策定いたしまして、昨年13回にわたるセミナーを全国で実施いたしまして、組織風土の改革と言いますか、抜本的な改革を進めてまいったところでございます。これは引き続き行っていかなければいけないことだと思いますけれども、これらの対策については引き続き次期中期計画において具体的に実践し、国民の皆様方の信頼を再び取り戻せるよう、努力していく所存でございます。

また、事業承継に向けた取組みといたしましては、組織、要員等の縮減に向けた取組み、関連規定や経理システムなどの改正作業等を鋭意進めているところであります。各事業につきましても、独立行政法人整理合理化計画、勧告の方向性等を踏まえ、林道事業の道県への引き継ぎに関する調整、水源林造成事業の体制整備、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の事業管理を進めておりました。国際農林水産業研究センターへ承継される海外農業事業開発につきましても、引き続き業務の詰めの作業を行うなど、それぞれの業務が円滑に承継されるよう努めております。こうしたことによりまして、来年度からは機構の各事

業が森林総合研究所及びJIRCASでスムーズにスタートできるよう、役職員一同力を合わせて取り組んでおります。

以上のような取組みをしております、簡単に説明いたしましたけれども、中期計画案について担当理事が説明いたしますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願いしたいと思います。簡単ではございますが、終わらせていただきます。

○山本緑資源機構理事 中期計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。参考資料3の中期計画の新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。

中期計画の変更(案)が左でございます。これは、現在の森林総合研究所の中期計画の中に、緑資源機構の中期計画の内容になるものを、所要の見直しを行った上で、追加させていただくという形での改正のやり方でございます。先ほど鈴木理事長からもお話ございましたように、事業の性格といたしまして、研究開発型独法と公共事業執行型独法との事業の違いから書き分けたほうが適当なものについてはそうしておりますし、共通のものにつきましては、共通のところに書いてございます。

この中期計画の変更の考え方は大きく3点になると思います。繰り返しになりますけれども、第1点は、緑資源機構の廃止に伴いまして、承継される事業は、森林総合研究所、国際農林水産業研究センターで実施すること。さらに、その承継の中身につきましては、緑資源幹線林道につきましては、機構の事業としては19年度で廃止いたしまして、県に移管すること。さらに、水源林造成事業、農用地整備事業、特定中山間整備事業等も、主要な見直しを行った上、必要なものは引き継ぎ、農用地整備事業、特定中山間事業につきましては、現在の事業区域の完了をもって廃止をすること。

それから、先ほどもございました談合の再発防止委員会等において指摘されました、内部監査の強化や入札事務上の効率化等、再発防止対策のための措置について書き込んでございます。

なお、それ以外の基本的なものにつきましては、現在の計画のものを、さらに森林総合研究所の中期計画の残期間3年間に合わせる形で計画しております。

1ページでございますが、左のほうのアンダーラインを引いたものが森林総合研究所で今回変更する部分でございますし、右のほうの現行中期計画で※でアンダーラインを引いてある部分が緑資源機構の現在の中期計画でございます。したがって、このアンダーラインを引いている部分について左右を比較していただくと、変更点がお分かりいただけると思います。

1 ページの「1 経費の抑制」の「(2) 水源林造成事業等」でございますが、中期目標で
ご指示がございましたように、中期目標期間の最終事業年度に、平成19年度と比較して、一
般管理費については35%、人件費については40%、事業費については36%削減することを目
標としております。

次に、2 ページの真ん中あたり、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図
る等の観点から、新たな評価制度の導入を検討するということがございますが、これにつき
ましては、現在、国家公務員においても新たな評価制度の試行が進められていると聞いてお
ります。その成熟度合いを勘案いたしまして、私どもも評価制度の導入を検討していきたい
と考えております。

3 ページの中段から下の部分でございますが、役職員の法令遵守に資するため、外部有識
者等を含めたコンプライアンス委員会及び入札監視委員会を設置する。また、随意契約の見
直しを含む入札及び契約の適正な実施について厳正にチェックするなど内部監査体制を整備
し、その機能の強化を図るということでございまして、これは昨年の政・独委の指摘、また
私どもが、先ほど申し上げましたような再発防止対策の一環としてやっていることにつつま
して、実現するわけでございます。

次の、機構から承継した地方事務所につきましては、中期目標期間中に事業が終了する 6
事業所を廃止するというところでございますし、それに伴い所要の業務実施体制を整備したい
と考えております。

それから、4 ページの上段の「(4) 職員の資質向上」でございます。法令遵守や倫理教育
を職員に徹底するというところで、コンプライアンスや倫理教育等について記載しております。

4 ページの中段でございますが、水源林造成事業等における建設工事、測量・建設コンサ
ルタント等業務に係る入札事務については、段階的に電子入札を導入し、中期目標期間中に
すべての一般競争入札について実施し、入札・契約事務の効率化を図るということでござい
ます。入札談合を防止する一つ的手段といたしまして電子入札ということが言われておりま
すので、中期目標期間中にすべてのものについて実施するというところでございます。

次に12ページの中段から少し下の、「(3) 水源林造成事業等の推進」でございます。こ
こから具体的な事業のやり方について記載してございます。この部分につきましては、そ
れぞれ事業の見直し、また、整理合理化計画の指摘、政・独委の指摘等々を踏まえたものを
記載しておりますが、基本的に効率的な公共事業を行うという意味での方向性は従来と同じ
でございます。

「(1) 水源林造成事業」でございますが、「ア 事業の重点化」ということで、効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定するということでございます。

「イ 事業の実施手法の高度化のための措置」ということで、公益的機能の高度発揮ということでございますが、水源林造成事業の契約につきましては、今後の新規の契約は契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐期の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とする。要するに、今までの一律的なものから、個別に、かつ現地の状況にあうように、さらに公益機能が発揮されるような方法の契約にしたいと思います。その場合、平成21年度までの間は新たな契約のモデルの検証期間といたしまして、その新たなモデルがうまくいくかどうか、うまくいかない場合はどういう点が問題になるかということについて、その契約状況等について検証を行い、本格的な導入への対応を進めたいと思っております。

「(イ) 期中評価」につきましては、従来と同じように行いたいと思っております。

「(ウ) 二酸化炭素の固定・貯蔵等に資する木材利用の推進」ということでございます。事業においていろいろな意味で木材利用を進めるわけでございますけれども、利用間伐については二酸化炭素の固定・貯蔵を促進する観点から、現在の第1期計画の実績5,700ha以上の6,000haを中期目標期間全体で実施するよう計画をしております。

さらに、bでございますが、急傾斜地における作業道の開設に当たっては、地質等の状況を踏まえ、丸太組工法の採用に努めることとしまして、その場合はその間伐材を活用することにしたと思っております。

それから、造林技術の高度化につきまして、各整備局単位でいろいろな検討会、研修会を実施していきたいと思っております。また、(オ)にございますように、事業内容につきまして、それを対外的に研究発表会等を行い、積極的なPRをしたいと思っております。

14ページの上段の「(ウ) 事業実施コストの縮減」でございます。これは、第1期の計画におきましても、「コスト構造改革プログラム」を当初に作成し、それに基づきコスト縮減を行ってきたわけでございますが、今回も平成20年度に「コスト構造改善プログラム」(仮称)を作成しまして、これは国土交通省等を含めました公共事業の全体的なコスト縮減の一環ではございますが、その中で造林コストの縮減に取り組みまして、平成19年度と比べまして、最終事業年度に9%程度のコスト削減を図るよう努力をしたいと思っております。

「(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業」でございますが、中期目標期間中に、現在事業実施中の9区域のうち、6区域が完了いたします。したがって、残るのは3区域になります。その実施においては、関係地方公共団体との連携等を図るため、適時適切な状況説明等を実施すると同時に、期中評価の反映、事業実施高度化のためのそれぞれの反映、こういうことをやりながらやっていくと同時に、先ほど申し上げましたように、例えば二酸化炭素の固定・貯蔵に資する観点から、道路における木材の使用量を、平成19年度の農林道施工延長を加味した、区域平均実績の1.3倍とする目標としております。また、舗装用の再生骨材、再生アスファルト混合物の利用割合を70%以上といたしまして、いわゆるリサイクル、もしくは環境にやさしい形での公共事業を行ってまいりたいと考えております。

15ページの「ウ 事業実施コストの構造改善」でございます。水源林造成事業と同様に農用地総合整備事業等におきましても、「コスト構造改善プログラム」を作成いたしまして、最終事業年度に、平成19年度と比較して、9%程度の総合的なコスト構造改善を図るようにしたいと考えております。

次に16ページでございます。緑資源幹線林道事業に係る債権債務管理及び保全管理業務の実施でございますが、19年度まで緑資源幹線林道として行ってきた事業につきましては、20年度以降は独法事業としては行わずに、各道県の判断に任せることとなりました。一方で今まで整備した林道についての債権債務の管理業務がございますので、その徴収及び償還業務を確実に行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所については、その円滑な推進に資するために必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。なお、基本的にはいわゆる災害復旧の事業、災害が起こらないような意味での災害対応がほとんどになると思っておりますが、そういう意味で地方公共団体への円滑な移行が図られるように、その条件を整備したいと考えております。

次に、21ページでございます。「財務内容の改善に関する事項」で、水源林整備事業等におきまして、(1)、(2)にございますように、それぞれコスト縮減等適切な業務運営を行うことにより長期借入金や森林総合研究所債券の発行を抑制し、有利子負債の削減を進めるよう努力したいと考えております。

21ページに「予算」がございますが、23ページの水源林造成事業については、先ほど中期目標でもお話があったような一定の前提を置きまして、この予算を計上しております。23ページが全体、23ページの一番下からが水源林勘定、24ページの中段から少し下が特定地域整備等勘定ということで、2つの区分勘定としたいと考えております。

同じく25ページの「収支計画」につきまして、26ページの水源地林造成事業等ということで水源地林勘定、27ページの特定地域整備等勘定、これは全体ではございません。恐縮でございますが、各事業ごとの収支をやっております。

それから、29ページは「資金計画」でございます、それぞれ20年度から22年度の資金計画を記載してございます。

31ページは「短期借入金の限度額」ということございまして、「(2) 水源地林造成事業等」につきましては、第1期の計画では80億円ございましたけれども、債券発行の遅延等一時的な資金不足のために60億円を限度額として短期借入をお認めいただきたいと考えております。

それから、31ページの「第5 重要な財産の譲渡に関する計画」でございますが、計画期間中における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売につきましては、2万9,900haを上限といたしたいと思っております。さらに、私ども、職員も減りますし、事業も減りますことから、事務所、宿舎等の売却等の処分に努めたいと考えております。

次に33ページでございます。「人員に関する計画」でございますが、「イ 水源地林造成事業等」についての考え方といたしましては、定年退職者の不補充に加え、事業の見直し、組織の再編・統廃合、業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な配置及びセクションを超えた人事配置等を推進することにしたいと思っております。

なお、参考のところがございます期首、期末の常勤職員数については、現在、関係省庁との調整を進めているところでございますので、恐縮ですが、これについては今の段階で数字を入れておりません。しかしながら、(注)にもございますように、期末の常勤職員数については、それに至るには相当数の要調整人員が出てこざるを得ないと考えておりますので、独立行政法人整理合理化計画に基づく横断的な雇用確保対策が前提となるということで見込まざるを得ないと考えております。

以上が中期計画でございます。引き続き、参考資料4の業務方法書について説明させていただきます。

業務方法書の一番最後のページをお開きいただきたいと思います。森林総合研究所の業務方法書の変更のところ、真ん中の欄に「業務の特例」というのがございます。業務の具体的なことにつきましては、試験・研究独法と公共事業独法との事業のやり方について相当異なった面がございますので、この業務の特例ということで、「業務の特例に係る業務の方法については、別に定める」ということで、いわゆるとけ込み方式ではなく、別に定める業務方

法書ということであります。

これは、一番右のところがございますように、「独立行政法人森林総合研究所法附則第6条から第12条に定める業務に関する業務方法書」ということになっておりまして、現在の緑資源機構の行っております業務方法書と大体は同じでございますが、海外事業に係るもの、林道の建設に係るものについては落としております。説明が重複いたしますし、細かなこととなりますので、そのことの具体的な説明については省略させていただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

中期計画の変更等でございますけれども、基本は緑資源関連に対しては3ヶ年間の新たな計画が組み込まれているということでよろしいわけですね。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古田専門委員 参考資料2の中期目標の10ページの中段に附則第8条の規定により別に法律で定める日までの間に、新たなモデルの検証期間という言葉があるんですが、附則第8条というのはどういう規定なのかということと、新たなモデルというのはどこで定義されているか、その2点をお伺いしたいと思います。

○古久保整備課長 これは先ほどご説明申し上げました改正法案に基づきまして規定されるものでございまして、参考資料1で申しますと、条文番号等は書いてございませんけれども、法案の内容というところを先ほどご説明いたしました。水源林造成事業の「別に法律で定める日の間」のことでございます。

それから、新たなモデルと申しますのは、ここで初めて使っている言葉でございますが、同じ(ア)のセクションのところ、「今後の新規契約については、水源かん養機能・・・に見直したものに限定する」と記述しておりますものを新たなモデルと称しております。この言葉は、整理合理化計画の中でも使っておりまして、こういう趣旨、この新たなモデルについて、別に法律で定める日までの間に試行段階も経て取組みを進めていくということを書いてございますので、そのことを示しております。

この文章だけ見ると、ご指摘のように唐突な表現ということがあるかもしれませんので、もう少し分かりやすくすることも考えて、誤解のないようにしたいと思います。

○古田専門委員 ありがとうございます。

○岡田委員 関連です。22年3月までの間ですよ。その間は新規契約をするのでしょうか。

○古久保整備課長 新規契約は新たなスタイルで進めてまいりたいと思っております。

○岡田委員 要するに新規契約をするわけですね。

○古久保整備課長 いたします。

○岡田委員 先ほどの古田先生のご質問と関連するのですが、22年度には、抜本的な新しいシステムに基づいた形の契約ごとに、3年間の新規契約の更改、更新というのがあるという点でよろしいでしょうか。

○古久保整備課長 そういう意味ではございません。新たに契約をする際には、どのような林に仕立てて、どういう形にしていくかと。最初の契約によって数十年の姿を決めて契約をするわけでございます。これまでの契約はこれまでの契約なりに一斉の短伐期で皆伐するような形であったりするわけですが、それを契約途中で変更するというのは別途やっています。それとは別に、20年度からの契約に当たっては必要な見直しを加えた上で、できるだけ伐期、伐区を分散させて、混交林になるような形とか、長伐期化するとか、そういった水源林造成の政策目的が高度に発揮されるようなスタイルに変更して、新規契約をやっていこうと思っています。

ただ、一挙に本格的にすべてそれに転換できるかという点と、少し試行期間という形でやってみて、途中で立ち止まって必要な改善を検討することもあるのかなという点で、こういう規定にしておりますが、基本的には20年度からこういった方向での、新規契約に当たっては新たな方向での場所を探して、相手方と相談するという点を進めていきたいと思っております。

○岡田委員 そうすると、これまでの契約内容と、20年から22年までの契約内容と、23年からの契約内容と、少しずつ違うということになるわけですね。要するに見直さなければいけないですね。それから、22年度からは抜本的な見直しをしなければいけないと言っているわけですね。そうすると、これまでのところと、22年までと22年以降では、残念ながら少しずつ内容は変わってしまうということを想定しておいていいのかということなんです。

○古久保整備課長 そこは中期計画の中でも書いていただいておりますけれども、先ほど申しました伐区の分散、伐期の分散、小面積化で、最初からモザイク状の契約にしていくと、こういうスタイルを22年からどんどん進めてまいります。このことが徹底されたときに抜本的な見直しが行われたということになると考えております。そういう意味では、試行がそのまま順調に推移して、本格的に徹底してそういうことをやっていくということに移っていけば、20年から取り組んだスタイルが22年以降も続いていくということになるかと思っております。

○岡田委員 もう1点、すべて関連するんですが、今年度までとは多少違うことをしなければいけないし、事実変えると思います。そうすると、当然のように中期計画でもうたっているし、その内容は業務方法書、それから、施業内容についてはさらに詳しいことだから、今日はお話できませんという報告だったんですけども、業務方法書では変更の具体的な線引きがなかったですね。これでいいですかね。だけど、見直すわけだから、施業を多少変えなきゃいかんですね。それから、具体的な施業方針なり施業方法書で変わっているかどうかですね。

○太田分科会長 今のは、参考資料4の真ん中の欄に一番右側の欄がつながるといふか、それが一体になるということ、その一番右側の欄の変更という部分の説明がなかったと。そのあたりのことだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○緑資源機構 業務方法書の中では施業の具体的な仕方ということは現在も規定しておりませんで、財産である分収木の分収の仕方とか、分収造林契約の3者のそれぞれ契約者の義務、そういうものを規定するわけで、施業の具体的な内容については、例えば長伐期については、契約書の中で契約期間として伐期の内容を反映する。ですから、契約期間の長期化というものは、契約書の中に「長伐期化」というようなものは明確にしていくということとしたいと考えております。

○岡田委員 私どもは中身を理解している方だと思うんですが、国民から見ると、例えば業務方法書の4ページの造林地の選定基準ですね、これが気になると思うんですね。とりわけ重点化をずっと言いつつやってきていて、これは全く同じものでまた使われるわけですね。これはどうですかね。私はいいと思っているんですけども、一連の整合というところはいかがですか。

○太田分科会長 スタイルとして全然見直してないような感覚にとらえるのではないかと、うご心配を委員はされているのではないかと思います。

○山本緑資源機構理事 中期目標にもございますし、中期計画では12ページの最初に事業の重点化の実施ということで、現在の中期計画でございますと、重点化の割合を書いていたわけでございます。そういう意味で、数値目標的にどんどんそれを上げていこうという話でございます。私どもはここは少し頑張りまして、若干、中身の見直しは必要でございますけれども、重点化ということではなくて、そういう箇所限定するということになりまして、今までのやり方とは相当違ってくるんだろうと思います。

そういう意味では、業務方法書の具体的な文言というものが変わらなくても、仕事のやり

方もしくは仕事の方針が変わりますので、こういう言い方は何ですけれども、業務方法書の上位の概念として中期計画、さらに上位の概念として中期目標がございますので、業務方法書の文言そのもの変わらないとしても、今後必要があっても直さないといけなくなったら、やりたいとは思いますが、上位概念が変わればやり方の具体的なことは当然変わっていくだろうと思っておりますし、変えていきたいと思っております。

○太田分科会長 よろしいですか。委員のお気持ちを察すれば、多少細かいところについてもそういう移行が出るような部分があればちょっとご検討いただければいかがでしょうか。検討していただいた結果として出てきたとは思いますが、その努力はしていただいたほうがよろしいのではないかと。今の説明はそのとおりでと思っておりますけれども、確かに国民から見ても全く同じというのはというふうに、これは個人の私の意見ですが、委員もそんな意見だろうと思っておりますので、ちょっとご検討方お願いしたいということによろしゅうございますか。

○古久保整備課長 私ども、この中期目標を定めるに当たって、政・独委その他いろいろな議論もありましたし、検討もしたわけでございます。継続していく水源林造成事業について、国民の目から見ると同じような形だけでいいのか、より高度なものに改めつつ進めていくのか。そこで、一つは目標にも書きましたし、先ほど山本理事からご説明申し上げましたが、これまでも重点化は取り組んでおり、5年間で83%から88%という目標でやってきました。重点化を図るべき内容自体については、このままで良いのではないかと考えておりますが、より徹底する、限定するというで考えていくというのが1つ。それから、重点化を徹底した区域において実施する内容につきましても、従来とは異なった、より政策目的である水源を造成して水源の保全をする、長期にわたってその効果が高まるようなものとしていく。それから、実際に林を見ても、より伐期が分散されていくような形の契約の形態といったものに大幅に取り替える。こういったことで進めていくことによって、この継続する事業についても国民の目から見るとよりよくなったと言っただけのものではないか、そういう目標を立てようということ考えて、それを中期計画案に示していただいているということでございます。これらの点はそれなりに議論をして進めてきたということをご理解いただきたいと思います。

○太田分科会長 ありがとうございます。

○緑資源機構 一つよろしいですか。

○太田分科会長 はい、どうぞ。

○緑資源機構 従来から対象地の考え方については、緑資源機構のホームページにおきまし

て、国民の皆様に、我々はどういうところで対象とした事業をやっているかということP
Rさせていただいております。今後はその対象地の考え方が変われば、ホームページ、パン
フレット等を含めまして、その考え方の浸透を図っていきたいと考えております。

○太田分科会長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

○内山委員 参考資料3の21ページの水源林整備事業等の財務にかかわる問題で、これは表
現の仕方かと思うんですけども、前日も発言させていただいたんですが、今日も長期借入
金についての審議があるかと思うんですけども、長期借入金もこんなところがいいのか悪
いのかという判断がなかなかつきにくいですよ。

21ページにどういうことが書いてあるかということ、2の(1)をご覧下さい。コスト縮減
と適切な業務運営を行って長期借入金、森林総研の債券を抑制する、それから、有利子負債
の削減を進めるんだと言っていて、後ほどの議題にも出ると思うんですが、長期借入金は11
条1項6号に従って借りるということになるんですよ。そうすると、ここで抑制とか削減
と言っているのに、その結果としてこれだけ所要額が出ますよということを言っていたか
ないと、いい悪いの判断はできないというのが、前日もこの場合を借りて問題提起させて
いただいたんです。

よくよく考えると、「抑制」とか「削減」という表現が適切なかどうかですが、これらは、
通常ベースだとこうなるんだけど、努力してこうなるんだとか、それ以上の削減をする
んだとかいう意味で捉えてしまう部分もあるわけです。実際に行っているのはどうしたこと
かということ、長期借入金、森林総研の債券については、コスト縮減と適切な業務運営を行う
ことによる所要額にとどめるとかいうことを実際やっているんじゃないんですかと思うわけ
です。

ここで抑制ということを改めて言うと、一体どういうことなんですかといえ、確かにコ
ストの抑制は図られて、その結果として債務削減が行われていると思うんですね。そうであ
れば、所要額なんじゃないかな。それから、有利子負債の削減ということも、削減というより
も、要は有利子負債については償還計画に基づく債務返済を粛々に行っていますよというだ
けのことなのではないんでしょうかと。

○太田分科会長 最小限とか、そういう意味ですね。最小限でやるとか、そういうことで
ね。

○内山委員 削減だろうと償還だろうと、減らしていくということについては同じなんです

ようけれども、削減という削り取るということなので、普通だったら10しかないんだけど、努力して12やっているんだとか、そういうふうな方向になるのだと私は感じています。

こういう計画に照らして、長期借入金の審議をするときに何でこれがいい悪いという判断をするのかなと思っています、これは精神論というか、思い入れが出すぎている計画の文章なのかなという気がしますので、ご検討いただければという気がします。

○太田分科会長 どうぞ。

○古久保整備課長 例えば有利子負債の削減とって、事業コストを抑制して最小限にとどめるということもあるんですけども、手持ち資金を活用してどれだけ借入金を後ろ倒しにするかとか、間伐木の売り払いで自己収入を確保するとか、あと細々したことを考えてこういうふうに書いているんですが、委員のご指摘も含めて検討をして、名は体を表すような表現といいましようか、そんなことも検討させていただきたいと思います。

○太田分科会長 そうですね、最低限適切な額で出すということだろうと思うんです。漫然とやるものよりも削減ということなんでしょうけれども。その表現はご検討いただくという事でよろしゅうございましょうか。

○山本緑資源機構理事 今、まさに委員ご指摘のように思い入れと言いますか、これが出ておまして。少し大上段に申し上げますと、独立行政法人も一つの経営体であり、経営判断もしなければならぬということを言われた状況でありますので、そういう意味でのコストの縮減、その結果によって借入金と言いますか、コストのある金をできるだけ少なくしようという方向でやって、経営概念に少し近づきたいということの思い入れでございましてけれども、ご指摘でございまして、主務省ともよく相談して検討したいと思います。

○太田分科会長 ほかにございましてか。

○古田専門委員 もう1点だけ。参考資料3、中期計画の12ページの公益的機能の高度発揮のところ、今後は主伐時の伐採面積を縮小、分散化すると、そういう内容に限定した契約にするとお書きになっているんですが、今までのやり方はまずかったと、その背景を含んでいるとしか読めないんですね。それだけの資料、データが本当にあるのか、今までの方法はどこが悪かったのか、どれくらいの面積がどうなってくるといいのかとか、そういう点までお伺いしなければいけないと思うんです。それよりも機能が発現されるということは状況によって違うはずだと思います。

問題は違いますが、先程の内山委員の発言と似たようなところであって、この森林だったら、この立地だったら、この方角だったら、ここまでできるというものがあると思う

ので、こういう書き方で本当にいいのかなという気がいたします。ふさわしい切り方を、まだまだ検証の段階だろうと思いますけれども、森林の場合は最後まで検証かもしれませんが、そういう表現にさせていただくほうがいいのではないかと思います。

○太田分科会長 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○古久保整備課長 そのところは一律に限定して何ヘクタールとかいったことを書いているわけではありません。一連の森林整備手法の中では、水源林造成事業ということで独立行政法人が特別な関与をして整備する特別な事業であるということで、目的にかなった、だれが見ても一般の森林整備、林業的な活動として行われるものとは異なったスタイルで進められているということ、先ほど申しました国民の目から見て事業として何を追求しているのか明らかになるようにしていくことが重要ではないかということでございます。

そういうことからしますと、こういった伐区の分散、契約年齢の分散というのは、現地の状況に応じていることはもちろんあると思いますけれども、できるだけそうやっていく方針で現地で取り組むんだと。ただ、おっしゃるようなお話もあって、ずうっと検証じゃないかという話もあるかもしれませんが、一定期間の検証期間を経てそういったものを完全に移していくというつもりで20年度から取り組んでいく、これは重要なことではないかと思っております、この表現についてはこのあたりで進めさせていただければと思います。

○古田専門委員 おっしゃることは分かるんですが、かえって、このような書いてしまうことによって深く考えないで物事を済ませてしまうようになってくるんじゃないかなと思うんです。

○古久保整備課長 現地の状況をよく見ながらと進めるべきといった十分な配慮も忘れないで取り組むべきというご指摘と受け止めさせていただきたいと思います。

○古田専門委員 やっぱり経済性も大事ですし、同じ経済効果で同じ機能の発現が期待されるのであれば、できるだけ経済的に有利な方法というのは当然のことだろうと思います。それが代々引き継がれていくといいんですけれども。

○古久保整備課長 そういう意味では、検証期間を置いて取り組んでいくということでありましてけれども、検証の重要な視点として、委員がおっしゃったことは内部で十分留意していただくように相談をしていきたいと思っております。

○太田分科会長 奥地の水源林では主にこういう形ですが、森林の成長、山の変化、何十年という大きな変化を考えていき、さらに水源かん養機能を近代的に考えていく内容では、必ずしも限定するのはどうかというのは森林水文学的にもややありますので、あまり限定し

た形はどうかと思います。その辺も含めて、慎重に表現していただきたいと思います。

○古久保整備課長 今後、新たなモデルとして取り組もうとしている内容と、その表現ぶり
と併せてご説明をさせていただきながら、ご指導もいただきたいと思います。

○太田分科会長 何か関連で、他にございますか。

○酒井専門委員 ここで水源林造成事業等の推進とあるんですけども、森林総研というシンクタンクが承継するわけですから、例えばその下にも書いてありますが、推進と公益的機能の高度発揮ということで、もう少し風呂敷を広げておいたほうがよろしいのかなと思います。事業を行いながらどうやって公益的機能が発揮されていくのかということです。先ほどの主伐の面積とか伐採とかというところに入ってくるのかなと思うんです。推進だけだと弱いような気がして、もう少し広い意義付けが必要なのかなと思います。

○太田分科会長 ありがとうございます。

○岡田委員 中期目標と中期計画ともに「水源林造成事業等」の括りで事業費を35%削減すると書き込まれていますよね。終える事業については当然なくなりますね。その点、水源林造成は職員も含めて受け止めなければいけないし、やらなければいけないことはたくさんあるわけで、水源林造成事業そのものにとっては事業は減るのか増えるのか、ここはどうですか。

○古久保整備課長 今回の目標の中での事業の道行に関する前提というか見方は、終わっていく事業については予定がはっきりしておりますので、何年でどうなるということはあるわけでございまして、それを前提にして所要の予算とか人員の検討のベースということになります。水源林造成事業については、3年間にわたって同じレベルで置くことで見込んでおります。

また、これから事業実施に当たっていろいろ検討課題等もあるわけですけども、そういったものはまた検討しながら進めていくことになろうと思います。

○岡田委員 むしろ事業量は増えますね、そこまでは書き込まなくても、それぐらいの気持ちでよろしいのではないかと私は思っています。1つには、この中でも「また」の段落で常に触れているんですけども、既設のものについても見直しを行うということで、いかにも事業、増えますよね。本当に見直しをやるのかというのがちょっと気になるころではあるんです。3年間でどういう見直しを行うのか、気にはなるんですが、事業量が増えるぐらいの気持ちでよろしいんじゃないでしょうか。

もう1つは、参考資料2の10ページの「3 水源林造成事業等の推進」の「(1) 水源林造

成事業の推進」の「ア 事業の重点化の実施」、「イ 事業の実施手法の高度化のための措置」、あるいは（ア）と（イ）との関係にもなるんですけれども、期中評価のシステムを上手に活かすということが書いてあって、もう1つは高度化するためにいろいろ変えるとありますが、これはどっちが先なものでしょうか。相互規定の関係ですよ。期中評価というのは大変優れた内容でやっておられると思って見えていますので、内容的には水源林造成はすばらしいと、とにかく一生懸命やっているという自信に満ちた行間がほしいと思いました。

○太田分科会長 ありがとうございます。

○田村専門委員 全体に対する意見なんですけれども、中期目標等を見ると、そもそも試験・研究機関である森林総研が水源林造成事業をやることがあまりなじまないから、全部別にそのまま埋め込むみたいになつくり方になっているようにも見えますよね。要するに、森林総研の部分は全然いじらないでという意味ですね。確かにそそういうところもあるし、国有林野特別会計の独法化絡みもあるからというのも分かるんですけれども、森林総研で水源林造成事業を承継するという事なんだから、もう少しそもそもの森林総研の持っているパワーというか、成果を造成事業の中で活かすというような考え方があっていいのではないかと思います。

例えば、施業方法を見直すとか、作業道をどうするとか、造林の技術をどうしますとか、発表活動をやりますとかという内容が、中期計画の中に書かれていますが、そういう部分で森林総研が持っている力を活かすような方向性がどこかにあってもいいのではないかと感じました。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

酒井委員が言われているのもそれに似ていることだろうと思いますし、なかなか微妙な編成ですけども、国民に対して容易に理解ができるような何か行間にあってもいいかなということ。先ほどからの意見はそういうことが少し入っているように感じております。よろしゅうございましょうか。

それでは、いろいろありましたご意見につきましては、中期目標等に反映すべきは反映していただき、また、今後の業務運営に活かしていただくことをお願いしたいと思います。

また、中期目標等の変更案につきましては、関係府省との調整中ということでございます。当分科会には、廃止法案成立後、所定の手続きを経て正式に諮問されることとなります。今回の皆様のご意見を踏まえた修正後、正式に評価委員会に諮問されたときには、林野分科会としての意見は特になしということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、意見がない旨、答申させていただきます。

また、今後の調整におきまして、修正があった場合、不測の事態に対応する必要がある場合の取扱い等につきましては、分科会長にご一任いただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 では、そうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議事に入ります。平成19年度緑資源機構の長期借入金についてご説明をお願いいたします。

○八木岡緑資源機構理事 緑資源機構の八木岡でございます。長期借入金の申請内容についてご説明申し上げます。先ほど内山委員から、財務内容の改善に絡みまして、ほぼ検討の結論という話がございましたので、それを踏まえましてご説明申し上げたいと思います。

資料4の「独立行政法人緑資源機構の長期借入金について(案)」でございます。ご承知のとおり、長期借入金につきましては、緑資源機構法第31条によりまして、借入を行うときは農水大臣の認可を受けることとされているところでございます。このたび、第4四半期の長期借入金を農水大臣に認可申請を行ったところでございます。これに基づきまして、委員の方々のご意見をいただくということで、お手元の資料4の7ページ、「平成19事業年度第4四半期の長期借入金」という、横長のダイジェスト版でご説明させていただきたいと思います。

各事業の借入金につきましては、事業資金の一部としまして、水源林造成事業におきましては11億円、幹線林道事業におきましては、18年度からの繰越分1億円と当年度分16億円、合わせまして17億円ということになっております。それから、農用地総合整備事業においては10億円。総計で38億円の長期借入を予定しているところでございます。

借入先といたしましては、政府の財政融資資金からの借入でございます。

各事業の借入の利率でございますけれども、本日2月27日現在、財務省が発表しております金利でございまして、借入時点まででこれらの条件の変更があった場合は、その適用金利となるということでございます。

それから、事業ごとに適用金利が異なっておりますが、これは借入方法または償還期間が異なっておりますので、各事業におけるそれぞれの借入金に基づく金利となっております。

それから、借入等の予算の執行状況につきましては、8ページから10ページの事業別の平

成19年度資金計画表をご覧いただきたいと思います。先ほど内山委員等からありましたように、当機構の場合は、民間営利企業と違いまして、各事業の予算につきましては、主務官庁である林野庁、農水省と財務省との折衝によって決定されるという仕組みでございます。その上で各事業の資金計画、それぞれ別表で整理させていただいております。

各資金計画表の受入の借入金（財政融資）という区分が、長期借入金に当たるところでございます。今年度は3事業合計で93億円の借入を予定しておりました。これまでに既に55億円の借入を受けているところでございます。よって、今回残り38億円を事業資金として借りる予定にしているところでございます。

なお、先ほどの財務内容の改善というところで、整備課長等からもお話がありましたように、長期借入等の有利子負債の削減策といたしまして、造林事業におきましては契約地の無償解約の原則有償化、間伐木の売払等による自己収入の確保に積極的に取り組んで、削減に努めている状況でございます。

農用地、林道につきましては、先ほど内山先生からお話がありましたように、いわゆる適切に貸し付けたものを受益者等々から徴収するということが1点でございます。それをもって償還に当たるということでございます。加えて、農用地につきましては、直入方式の導入によって借入金の一部削減に取り組んでおります。また、年度内の借入時期としましては、退職給付引当金及び利益剰余金、あと、一部目的積立金等もございまして、これらの手持ち資金を有効活用して、借入金の時期を後倒しするということで、支払利息の削減に努めているというような状況でございます。

そういうことから、この資金計画書にございますように、かなり限定的な削減策にならざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。

さらに、細かい話ですけれども、借入時期につきましても、各四半期原則1回ということで、限りなく後倒しするということから、四半期にあっても末月、第1四半期ですと6月、第2四半期で9月と、それぞれ最後の末月で借り入れるということで、幾らかでも利子の削減に努めているというような状況でございます。

そういうことで、独法の予算の仕組み、事業の仕組み等からいきまして、これらの削減の努力という中で、先ほどの財務改善というところにつながっているかと思っておりますので、以上ご理解の上よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

内山委員、何か関連してございますでしょうか。

○内山委員 結構でございます。

○太田分科会長 他にいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、諮問されております平成19年度緑資源機構の長期借入金については、林野分科会としての意見は特になしということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後にその他についてでございます。事務局からお願いいたします。

○事務局 独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関しまして、昨今の状況を、既に郵送させていただいておりますけれども、ご紹介させていただきます。参考資料7と8とございます。

参考資料7につきましては、平成18年度の年度評価に関する政・独委から提出された意見でございます。前段は共通部分でございまして、その後、個別で、5ページの一番下から森林総合研究所、7ページに林木育種センター、14ページに緑資源機構について記述がされております。今回の政・独委の意見につきましては、他の分科会と同様に評価のプロセスを重視したような形のコメントが出ております。今後の評価に際しましては、引き続き法人から、これまでの評価や、政・独委からの意見を踏まえた資料の提出を促すとともに、評価のあり方、理由、根拠等について、評価委員会としても明確にする必要があると考えております。

また、参考資料8の整理合理化計画につきましては、平成19年6月19日の閣議決定「経済財政改革の基本方針2007」に基づきまして、12月24日に閣議決定されたものでございます。前段には横断的な内容が書かれておりまして、個別の法人につきましては、56ページに森林総合研究所、59ページに緑資源機構の関係が出ております。以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

何かございますでしょうか。評価委員会の意見については、多少我々に関係する内容も将来あるかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、議事は以上となります。本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては、委員限りとさせていただきます。今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員の皆様方に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後公開するというようにしたいと思いますので、どうぞご承知よろしくお願いいたします。

それでは、時間となりましたので、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

午後 2時28分 閉会